

1. 一般向け介護職員初任者研修補助事業

施設等が実施する介護職員初任者研修開催経費への補助を行い、地域における人材育成の推進を図ります。

◆対象となる施設・事業所 ※公的機関を除く

介護保険法	老人福祉法	障害者総合支援法	生活保護法
介護保険施設 居宅サービス事業所 地域密着型サービス事業所 ※介護予防も含む	老人福祉施設 (介護職員の設置が義務付け られている施設・事業所)	介護給付 訓練等給付 を受給する施設・事業所	救護施設
○	○	×	×

事業内容

施設等が実施する介護職員初任者研修の開催経費への補助を行います。

補助要件

- 参加者の負担軽減を図るため、本事業申請にともない受講費用が6万円以内となる研修が補助対象となります。
- 施設等が自らの職員のみを対象として研修を実施する場合は対象となりません。（Q&Aを参照）
- 対象となる研修受講者は、原則として、福祉・介護分野へ就労しようとする者となります。
- ハローワークと福祉人材センターとの連携を図りながら就職活動を支援していただきます。

補助基準額

研修修了者 1人当たり 6万円以内

※ただし、当該基準額と本事業で現に要する費用（補助対象経費）とのいずれか少ない額とします。

【注意】 本補助事業と同じ内容の他の助成金等を受けている場合、重複して補助金を交付することができない場合があります。詳しくはお問い合わせください。

◆支給までの流れ

福島県より介護職員初任者研修事業者の指定を受けていない事業者は、初回の研修事業の募集開始2か月前までに福島県知事に承認の申請が必要となります。
(詳しくは福島県保健福祉部社会福祉課 TEL024(521)7322 にお問い合わせください)

【注意！】

申請期限は令和2年12月31日まで

補助対象となる経費

1. 報償費(講師謝金)
2. 旅費(講師旅費)
3. 需用費(消耗品費、印刷製本費)
4. 役務費(通信運搬費、手数料)
5. 使用料及び賃貸料(会場使用料)
6. 広告費(本事業参加者募集広告単独掲載に限る)
7. 委託料(講師等を教育機関に委託する場合)
8. その他必要と認める経費(受講者のテキスト代等)

※これ以外の経費については対象となりません

申請書の提出

1. 申請書(様式第1号)
2. 添付書類
 - ①所要額調書(別紙1)
 - ②事業計画書(別紙3)
 - ③収支予算書
 - ④県に提出した「介護職員初任者研修事業実施申請書」の写し ※県収受印押印があるもの
 - ⑤「介護職員初任者研修」日程表の写し

交付決定

県社協より交付決定通知を送付

研修開始～研修終了

実績報告・請求

研修終了後20日以内に提出

1. 実績報告書兼請求書(様式第12号)
2. 添付書類
 - ①事業報告書(別紙8)
 - ②収支決算(見込)書
 - ③県に提出した「介護職員初任者研修事業終了届」の写し ※県収受印押印があるもの
 - ④県に提出した「介護職員初任者研修事業修了者名簿」の写し
 - ⑤対象経費の領収書の写し

補助金交付額の確定・補助金の送金

県社協より補助金額確定通知書兼送金通知書を送付

県社協より補助金の確定額を送金

【注意】 交付決定後に補助対象事業の内容を変更したり中止する場合は、「補助金変更(中止)申請書(様式第10号)」を速やかに提出してください。



この事業に関するQ & A



Q1	自法人の職員の受講も対象となりますか？
A1	自法人の職員の方を参加させる場合、 <u>全受講者の半数を超えない範囲であれば対象</u> となります。 なお、全受講者とは定員(募集人数)ではなく、 <u>実際に受講している人数</u> になりますのでご注意ください。

Q2	事業対象となる期間はいつまでですか？
A2	<u>令和2年4月1日～令和3年3月31日までの期間に修了する研修</u> が対象となります。 ※令和3年3月31日までに修了できなかった事業については、当該年度の対象になりません。

Q3	補助対象の受講人数に制限はありますか？
A3	特に制限はありません。

Q4	途中で受講を取りやめた人は、補助対象になりますか？
A4	対象になりません。 補助の対象となる人は、 <u>研修を修了した人</u> になります。

※介護職員初任者研修の指定については、福島県社会福祉課へお問い合わせください。